

あなたがつくる緑のまち

荒川区生けがき造成助成について

区では、道路に面する敷地の緑化を促進し、みどりの豊かなまちづくりを推進するため、生垣造成のための費用の一部を助成しています。これから新しく生垣を作りたい方、ブロック塀等を撤去して生垣にしたい方は、ぜひご利用ください。

助成の基準

1. 生垣を道路に面する場所などに造成する。(道幅4m以上の道路)
2. 生垣の延長が2m以上である。
3. 生垣を造成後5年以上保存する。
4. 生垣用樹木の高さが1m以上である。
5. 生垣用樹木は相互に葉が触れ合う程度に列植され、かつ、健全なものである。
6. ブロック等を積む場合、ブロック等の高さは40cm程度までとする。

※フェンス等を併設する場合、設置場所や高さによっては、助成の対象にならない場合もありますので必ず事前にご相談ください。

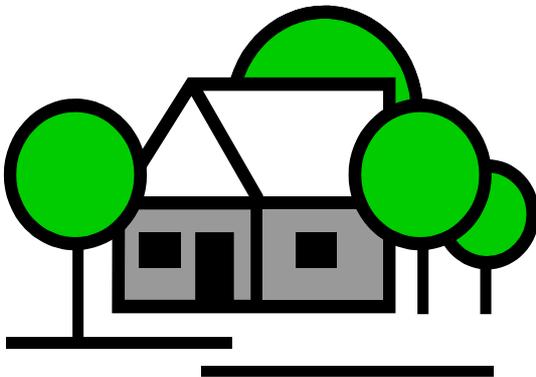
助成の内容

1. 新しく生垣をつくるとき

工事に要した費用の1/2の額を助成します。
但し、1m当り14,000円を上限とします。

2. 生垣をつくるためブロック塀などを取壊すとき

工事に要した費用の1/2の額を助成します。
但し、1m当り6,000円を上限とします。
(ブロック塀には、コンクリートブロック、レンガ、フェンス、万年塀などを含みます。)



申込み方法

1. 事前相談

生垣づくりを希望される方は、まずご連絡ください。

2. 打合わせ

担当者が現地に伺い、道路幅員などの調査をします。

3. 申込み

申請書、案内図、見積書、現況写真の提出。
助成が決定すると助成決定通知書を送付します。

4. 工事の実施

5. 工事完了

完了報告書の提出及び助成金の請求。完了報告書、施工後の写真、工事の領収書、助成金の請求書等の提出。造成工事の成果を確認し、助成金交付額を決定します。

6. 助成金の交付 助成金は銀行に振り込みます。

その他詳しいことは、下記にお問合せください。

荒川区防災都市づくり部土木管理課維持みどり係

電話 03-3802-3111内線2752